

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和6年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ・令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和3年12月21日付け府政経連第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知) ・令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年5月26日付け府政経連第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知) ・令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付け府政経連第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知) ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の一部改正について(令和5年3月29日付け府地創第103号) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱について(令和5年11月29日付け 府地創第327号) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱の一部改正について(令和5年12月22日付け府地創第348号) (概要) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する。 (事務処理) 令和6年1月2日以降に北九州市に転入するなど、他市区町村での課税状況を把握する必要がある場合に情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。
③システムの名称	1 臨時特別給付金システム 2 宛名管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項及び別表の百三十五の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表百六十の項及び第百六十二条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局総務部総務課 093-582-2403

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I-1-②事務の概要 (前段部)	(事務処理) 令和5年1月2日以降に北九州市に転入するなど、他市区町村での課税状況を把握する必要がある場合に情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	(事務処理) 令和6年1月2日以降に北九州市に転入するなど、他市区町村での課税状況を把握する必要がある場合に情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	事後	
令和6年8月13日	II-1 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	令和6年度北九州市 物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯向け)支給事務実施要綱および物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯向け)支給事務実施要綱の定めによる
令和6年8月13日	II-2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	令和6年度北九州市 物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯向け)支給事務実施要綱および物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯向け)支給事務実施要綱の定めによる
令和6年8月13日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項及び別表第一の百一の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項及び別表の百三十五の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条	事後	
令和6年8月13日	I-4-② 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号及び別表第二の百二十一の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表百六十の項及び百六十二条	事後	